

合併の効力発生日に反対株主の株式を取得

株式買取価格申立て中における法人の自己株式の取得時期は

吸収合併に反対する株主による株式買取請求により、当該株式を取得した法人の自己株式の取得時期がいつであるかが争われた事案で、国税不服審判所は、法人の自己株式の取得は合併の効力発生日に買取りの効力が生じるものと解されることから、反対株主に支払った金銭等は法人の自己株式の取得による金銭等の交付に該当するとの判断を示した（東裁（諸）令6第265号）。したがって、請求人の各支払に係る金銭のうち、みなし配当の部分は源泉徴収義務を負うとした。請求人は裁判所に買取価格決定の申立てを行っているため、株式の売買価格が未定であると主張したが、吸収合併における株式買取請求による法人の自己株式の取得は、当事者間で成立した売買契約が履行されることによるものではないとしている。

請求人、株式の価格は裁判所に申立てを行っており未定

本件は、吸収合併に反対する株主による株式買取請求により、当該株式を取得した法人の自己株式の取得時期が争われた事案である。請求人は吸収合併に反対する株主に対し、自己株式の買取代金を支払ったが、原処分庁が当該支払に係るみなし配当について、法定期限までに源泉徴収に係る所得税等を納

付していないなどとして、納税告知処分を行ったもの。請求人は、株式の価格は裁判所に株式買取価格決定の申立てを行っており未定であるため、売買取引は有効に成立していないことから、納税告知処分等は法令の適用誤りがあるとして、原処分の全部の取り消しを求めた事案である。

反対株主の株式買取請求と株式の価格の決定

- ① 吸収合併等をする場合には、反対株主は存続株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる（会社法797条1項）。
- ② 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、株式の株主は存続株式会社等に対し、株式に係る株券を提出しなければならない（同条6項）。
- ③ 株式の価格の決定について、吸収合併等が効力発生日から30日以内に協議が調わないときは、株主又は存続株式会社等はその期間の満了の日後30日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる（会社法798条2項）。
- ④ 存続株式会社等は裁判所の決定した価格に対する一定の期間（効力発生日から60日以内）の満了の日後の法定利率により算定した利息を支払わなければならない（同条4項）。
- ⑤ 存続株式会社等は株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、存続株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる（同条5項）。
- ⑥ 株式買取請求に係る株式の買い取りは、効力発生日にその効力を生ずる（同条6項）。